

(案)

平成17年4月6日

大阪府知事 齊藤 房江 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会
委員長 奥林 康司

意見書

公立大学法人大阪府立大学に係る業務方法書(案)、中期計画(案)及び役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第22条第3項、同法第26条第3項及び同法第56条第1項において準用する同法第49条第2項の規定に基づく大阪府地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 地方独立行政法人法第22条第1項の規定に基づき公立大学法人大阪府立大学が定める業務方法書については、公立大学法人大阪府立大学業務方法書(案)のとおり認可することが適当である。
- 2 地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき公立大学法人大阪府立大学が定める中期計画については、公立大学法人大阪府立大学中期計画(案)のとおり認可することが適当である。
- 3 地方独立行政法人法第56条第1項の規定において準用する同法第48条第2項の規定に基づき公立大学法人大阪府立大学が定める役員の報酬等の支給基準については、意見の申し出はない。

以上